

ID: 314

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	観覧料等の減免
例規名 根拠条項	長門市村田清風記念館条例 第8条
例規番号	平成17年条例第170号

【根拠条文】

(観覧料等の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めたときは、第6条の観覧料又は前条の使用料を減免することができる。

【基準】

(観覧料等の減免)

第4条 条例第8条に規定する観覧料又は研修室使用料（以下「観覧料等」という。）の減免は、次に定めるところによる。ただし、減額する金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 観覧料

事由	減免の内容
ア 長門市に居住する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者で被保険者証の交付を受けた者が観覧するとき。	条例別表に規定する観覧料を全額免除する。
イ 療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通達)に基づく療育手帳の交付を受けた者(付添人1人を含む。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の程度が1級から4級までの者については、付添人1人を含む。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(付添人1人を含む。)又は戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けた者のうち、同手帳に記入されている障害の程度が項症である者(障害の程度が特別項症から第4項症までの者については、付添人1人を含む。)が観覧するとき。	
ウ 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教職員等で、園児、児童及び生徒を引率して観覧するとき。	
エ 県内に居住する65歳以上の高齢者であって、運転卒業者サポート手帳(警察署が運転免許証を自主返納した者に交付する手帳をいう。)又は運転経歴証明書(運転免許書を自主返納した者の申請に基づき、警察署が交付する証明書をいう。)の交付を受けた者が観覧するとき。	条例別表に規定する観覧料を団体割引の額とする。
オ その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が定める額を減額し、又は免除する。

(2) 研修室使用料

事由	減免の率
----	------

ア	市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。		100%
イ	市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。	(ア) 教育課程で使用する時	
		(イ) 上記以外の場合	80%
ウ	市内に組織を有する社会教育関係団体が使用する時。	(ア) 活動内容が公共的・公益的な場合	100%
		(イ) 上記以外の場合	80%
エ	市内の公益的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用する時。		100%
オ	市以外の官公庁が使用する時。		50%
カ	市又は教育委員会が後援して使用する時。		
キ	その他市長が特に必要と認めた時。		市長が定める額
標準処理期間		3日	
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 12 月 28 日